

2 - 4 悪臭関係特定施設（条例第2条第1項第11号，条例施行規則第46条）

番号	施設の名称	規模又は能力
1	<p>動物の肉，皮，骨，臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって，次に掲げるもの</p> <p>イ 原料置場</p> <p>ロ 蒸解施設</p> <p>ハ 乾燥施設</p>	
2	<p>養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって，次に掲げるもの</p> <p>イ 飼養施設</p> <p>ロ 収容施設</p> <p>ハ 飼料調理施設</p> <p>ニ 鶏ふん乾燥施設</p>	<p>養豚業にあつては生後6月以上の豚100頭（特別地域内においては50頭）以上，養鶏業にあつては生後30日以上の鶏5,000羽（特別地域内においては500羽）以上を飼養し，又は収容できるものであること。</p>
<p>備考</p> <p>「特別地域」とは，付表に掲げる地域をいう。</p>		

付表

市 町 名	区 域
広島市	<p>昭和60年3月20日における安佐南区安古市町(大字古市三貫畠・久保・古以知・寺家・松原・手藤・鈴川・口宗・古川・川崎・津戸ヶ島, 大字中筋, 大字中須を除く。), 同区沼田町(大字伴小野地・雲願寺下・雲願寺上・役神・天神・寺組を除く。), 安佐北区高陽町(大字狩留家字横田・字清水, 大字中深川字中之堂・字久保田, 大字矢口字円福寺・字高田・字菖蒲迫・字中道・字三通田・字金信・字定入田を除く。), 同区可部町(大字可部, 大字中野, 大字城, 大字上原, 大字中島, 大字大毛寺, 大字四日市, 大字下町屋を除く。), 同区安佐町(大字飯室上古市1, 390番地から1, 413番地まで及び1, 423番地から1, 456番地まで・下古市1, 459番地から1, 505番地まで・源太屋敷1, 524番地から1, 584番地まで・五反田1, 599番地から1, 609番地まで・土井1, 631番地から1, 672番地まで, 下宇津2, 991番地から3, 031番地まで・中宇津3, 032番地から3, 083番地まで及び3, 125番地から3, 128番地まで・込田3, 527番地から3, 580番地まで・上畑3, 581番地から3, 690番地まで, 大字鈴張宮崎1, 958番地から1, 965番地まで・力石2, 016番地から2, 020番地まで・市2, 677番地から2, 736番地まで・土手2, 737番地から2, 834番地まで・下石2, 878番地から2, 908番地までを除く。), 同区白木町(大字秋山, 大字市川, 大字井原字東日詰・字西日詰・字上ミ市, 字市を除く。), 安芸区阿戸町(大字香路原地を除く。), 佐伯区(藤垂園, 吉見園, 旭園, 海老山町, 海老園一丁目, 海老園二丁目, 海老園三丁目, 海老園四丁目, 楽々園一丁目, 楽々園二丁目, 楽々園三丁目, 楽々園四丁目, 楽々園五丁目, 楽々園六丁目, 隅の浜一丁目, 隅の浜二丁目, 隅の浜三丁目, 美の里一丁目, 美の里二丁目, 五日市町(大字海老塩浜, 大字五日市, 大字皆賀, 大字佐方, 大字屋代, 大字千同, 大字三宅, 大字坪井, 大字倉重, 大字中地, 大字寺田, 大字保井田に限る。))を除く区域</p>
呉市	<p>阿賀町情島, 平成16年4月1日における川尻町(小仁方一丁目(1番から5番まで, 9番から21番まで, 23番から28番までに限る。), 小仁方二丁目, 原山一丁目(1番から12番までに限る。), 原山二丁目(3番に限る。), 森一丁目(3番, 4番に限る。), 森二丁目(1番から7番まで, 10番, 11番に限る。), 森三丁目(1番から4番までに限る。), 西一丁目(1番から23番までに限る。), 西二丁目, 西三丁目(1番から5番までに限る。), 西四丁目, 西五丁目, 西六丁目, 久筋一丁目(3番, 4番, 7番から16番までに限る。), 久俊一丁目(2番, 3番に限る。), 久俊二丁目(1番から4番まで, 6番から10番までに限る。), 東一丁目, 東三丁目, 東四丁目(1番から5番までに限る。), 小用一丁目, 小用二丁目, 岩戸, 原山, 小仁方, 寒風, 水落, 小用, 竜王山を除く。), 平成17年3月20日における音戸町(坪井一丁目, 坪井二丁目, 坪井三丁目, 引地一丁目, 引地二丁目, 鯛浜一丁目, 鯛浜二丁目, 鯛浜三丁目, 北隠渡一丁目, 北隠渡二丁目, 南隠渡一丁目, 南隠渡二丁目, 南隠渡三丁目, 南隠渡四丁目, 高須一丁目, 高須二丁目, 高須三丁目を除く。), 同日における安浦町(内海北一丁目, 内海北二丁目, 内海北三丁目, 内海北四丁目, 内海北五丁目, 内海北六丁目, 内海北七丁目, 内海南一丁目, 内海南二丁目, 内海南三丁目, 内海南四丁目, 内海南五丁目, 内海南六丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 中央六丁目, 中央七丁目, 中央八丁目, 中央北一丁目, 中央北二丁目, 三津口一丁目, 三津口二丁目, 三津口三丁目, 三津口四丁目, 三津口五丁目, 三津口六丁目, 水尻一丁目, 水尻二丁目, 大字三津口, 安登東一丁目, 安登東二丁目, 安登東三丁目, 安登東四丁目, 安登東五丁目, 安登東六丁目, 安登西一丁目, 安登西二丁目, 安登西三丁目, 安登西四丁目, 安登西五丁目, 安登西六丁目, 安登西七丁目, 安登西八丁目, 安登西九丁目, 安登西十丁目, 中央八イツ, 大字安登を除く。))を除く区域</p>
竹原市	<p>吉名町, 下野町, 東野町, 新庄町, 西野町, 田万里町, 仁賀町, 高崎町, 福田町, 小梨町を除く区域</p>

市 町 名	区 域
三原市	木原町，奥野山町，鉢ヶ峰町，中之町北，中之町南，桜山町，駒ヶ原町，大畑町，八坂町，明神町，田野浦町，宗郷町，登町，須波西町，沖浦町，深町，八幡町，小坂町，長谷町，沼田町，新倉町，沼田西町，小泉町，沼田東町，高坂町，鷺浦町，平成17年3月22日における本郷町(本郷一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・三次通り・駅前・大正通りを除く。)，同日における大和町(下徳良，和木を除く。)を除く区域
尾道市	原田町，木ノ庄町，美ノ郷町，久山田町，尾崎町，久保町，十四日町，吉和町，福地町，高須町，西藤町，百島町，浦崎町，向東町(大字彦ノ上二区・三区，大字堤区，大字矢立8，591番地から8，888番地までを除く。)，平成17年3月28日における向島町(兼吉，東富浜，小歌島，江郷，田尻，中富浜，西富浜，川尻，土井，宇立，有井を除く。)，平成18年1月10日における因島中庄町，因島大浜町，因島原町，因島洲江町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島棕浦町，同日における瀬戸田町(瀬戸田，福田字金本・字梅崎・字大度谷・字西野前・字清峰・字祖羅，沢，鹿田原を除く。)を除く区域
福山市	引野町，蔵王町，千田町，御幸町，津之郷町，赤坂町，瀬戸町，熊野町，水呑町，箕島町，田尻町，走島町，山手町，郷分町，西神島町，佐波町，奈良津町，新涯町，春日町，坪生町，藤江町，金江町，東村町，本郷町，柳津町大西・空迫・平迫・岡田・久井平・馬取・王子・寺迫・畑・八日明地・森瀬，神村町山中・峠・番田・延谷・伊勢・羽原・入江・郷倉・平・須江・大坪・奥田・西山・高西町川尻上・川尻下，今津町山下・矢捨・長波，昭和49年4月1日における芦田町(大字上有地1番地から3，123番地まで，大字下有地1番地から2，190番地まで，大字福田1番地から3，023番地までを除く。)，昭和50年2月1日における加茂町(字粟根，字芦原，字中野，字上加茂，字八軒屋，大字下加茂を除く。)，駅家町(大字万能倉，大字倉光，大字江良，大字下山守，大字上山守，大字今岡，大字大橋，大字坊寺，大字中島，大字近田，大字法成寺を除く。)，平成15年2月3日における内海町，同日における新市町(大字戸手，大字新市，大字宮内，大字下安井1番地から333番地まで及び2，171番地から2，337番地まで，大字相方を除く。)，平成18年3月1日における神辺町(大字川北，大字川南，大字上御領，大字下御領，大字平野，大字湯野，大字徳田，大字箱田，大字道上，大字十九軒屋，大字十三軒屋，大字西中条，大字下竹田，大字八尋を除く。)を除く区域
府中市	土生町，本山町，上山町，荒谷町，栗柄町，用土町，河南町，篠根町，河面町，僧殿町，三郎丸町，河佐町，久佐町，諸毛町，小国町，昭和50年2月1日における木野山町，同日における行藤町，同日における斗升町，同日における阿字町，平成16年4月1日における上下町(上下辰の口・陰地・岩崎・峠・飛地屋・田中・平山・翁・下沖・御明神・切田尻を除く。)を除く区域
三次市	畠敷町，四十貫町，後山町，日下町，三原町，小文町，東河内町，西河内町，山家町，穴笠町，向江田町，和知町，大田幸町，木乗町，糸井町，志幸町，高杉町，廻神町，江田川之内町，小田幸町，東酒屋町，西酒屋町，青河町，粟屋町，上川立町，下川立町，上志和地町，下志和地町，秋町，塩町，有原町，石原町，海渡町，三若町，上田町，平成16年4月1日における甲奴町(本郷字日南・字本郷々・字井堀，西野字西野上・字西野下，梶田字梶田上を除く。)，同日における吉舎町(吉舎，三玉を除く。)，同日における三良坂町(三良坂を除く。)を除く区域

市 町 名	区 域
庄原市	宮内町, 永末町, 大久保町, 川手町, 門田町, 濁川町, 川北町, 川西町, 高町, 小用町, 本村町, 上谷町, 峰田町, 春田町, 高門町, 是松町, 新庄町, 板橋町, 実留町, 一木町, 戸郷町, 掛田町, 上原町, 七塚町, 田原町, 市町, 本郷町, 殿垣内町, 山内町, 木戸町, 尾引町, 平和町, 水越町, 高茂町, 平成17年3月31日における総領町(稲草字上市・字下市を除く。), 同日における西城町(西城十日市・中町・本町・横町・明神町, 大佐五日市を除く。), 同日における東城町(東城, 川東, 川西を除く。), 同日における口和町(大月字長岡・字上岡・字上郷・字原畑, 宮内字市場, 向泉字上日南・字中日南・字下日南・字下向住, 永田字宮沖・字中郷・字宮下を除く。), 同日における高野町(字新市を除く。), 同日における比和町(比和字比和を除く。)を除く区域
大竹市	栗谷町, 松ヶ原町, 小方町, 玖波町614番地から920番地まで・1, 105番地から1, 143番地まで・2, 610番地から2, 618番地まで及び山林地番104番地から165番地まで・314番地から363番地までを除く区域
東広島市	昭和49年4月20日における西条岡町, 西条本町, 西条上市町, 西条朝日町, 西条栄町, 西条昭和町, 西条御条町, 西条大坪町, 西条町(大字吉行字伽藍・字実井田・字尼寺, 大字土と丸字大林寺谷・字末成・字五反田, 大字御園字石ヶ瀬, 大字寺家字久保之谷・字猿屋敷・字菰原, 大字西条東字小西に限る。), 八本松町(大字飯田, 大字正力, 大字米満, 大字宗吉, 大字原字上曾場・字宮西・字宮東・字馬場台に限る。), 高屋町(大字中島, 大字白市, 大字小谷1, 123番地から1, 126番地まで及び3, 217番地から3, 708番地まで, 大字造賀2, 732番地から2, 831番地まで及び3, 550番地から3, 752の2番地までに限る。), 平成17年2月7日における黒瀬町(乃美尾に限る。), 同日における河内町(中河内中島・本町一丁目・本町二丁目・元町一丁目・元町二丁目・元町三丁目・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・深山通りに限る。), 同日における安芸津町(三津横川・向組・橋上・橋下・出川・中町・大和・敷島朝日・本町・市之町・中北浜・東浜一・東浜二・西浜・祇園町・榊山・西海岸通に限る。)
廿日市市	昭和63年4月1日における大東, 桜尾本町, 桜尾一丁目, 桜尾二丁目, 桜尾三丁目, 天神, 廿日市一丁目, 廿日市二丁目, 須賀, 本町, 住吉一丁目, 住吉二丁目, 木材港北, 佐方, 佐方一丁目, 佐方二丁目, 佐方三丁目, 佐方四丁目, 山陽園, 佐方本町, 城内一丁目, 地御前, 地御前一丁目, 地御前二丁目, 地御前三丁目, 地御前四丁目, 地御前五丁目, 阿品一丁目, 阿品二丁目, 阿品三丁目, 阿品四丁目, 阿品台一丁目, 阿品台二丁目, 阿品台三丁目, 阿品台四丁目, 阿品台五丁目, 阿品台西, 阿品台東, 阿品台北, 下平良, 平良一丁目, 平良二丁目, 平良山手, 駅前, 可愛, 新宮一丁目, 新宮二丁目, 下平良一丁目, 下平良二丁目, 木材港南, 宮内河本, 串戸一丁目, 串戸二丁目, 串戸三丁目, 串戸四丁目, 串戸五丁目, 串戸六丁目, 宮内一丁目(昭和47年8月27日における大字廿日市, 大字佐方, 大字宮内字串戸・字河本, 大字地御前, 大字下平良の区域に限る。), 平成17年11月3日における宮島口一丁目, 宮島口二丁目, 宮島口三丁目, 宮島口四丁目, 宮島口上一丁目, 宮島口上二丁目, 宮島口東一丁目, 宮島口東二丁目, 宮島口東三丁目, 宮島口西一丁目, 宮島口西二丁目, 宮島口西三丁目, 深江一丁目, 深江二丁目, 深江三丁目, 福面一丁目, 福面二丁目, 福面三丁目, 对巖山一丁目, 对巖山二丁目, 对巖山三丁目, 前空一丁目, 前空二丁目, 前空三丁目, 前空四丁目, 前空五丁目, 前空六丁目, 物見東一丁目, 物見東二丁目, 物見西一丁目, 物見西二丁目, 物見西三丁目, 上の浜一丁目, 上の浜二丁目, 下の浜, 梅原一丁目, 梅原二丁目, 塩屋一丁目, 塩屋二丁目, 沖塩屋一丁目, 沖塩屋二丁目, 沖塩屋三丁目, 沖塩屋四丁目, 林が原一丁目, 林が原二丁目, 丸石一丁目, 丸石二丁目, 丸石三丁目, 丸石四丁目, 丸石五丁目, 宮浜温泉一丁目, 宮浜温泉二丁目, 宮浜温泉三丁目, 八坂一丁目, 八坂二丁目, 大野一丁目, 大野二丁目, 大野原一丁目, 大野原二丁目, 大野原三丁目, 大野原四丁目, 大野, 同日における宮島町

市 町 名	区	域
安芸高田市		平成16年3月1日における吉田町(吉田鎗分・貴船・大賀屋・下川東・下新三川・川向・鯨多に限る。), 同日における八千代町(勝田化正面・下常盤・上常盤・大横・和平・上恩地, 上根日南下・日南上・市表・市下に限る。), 同日における美土里町(生田出店・上市・中市・下市・山崎, 横田上市・下市・岡の原に限る。), 同日における高宮町(佐々部前川・川堀・門田・西田・森川・来女木九文久・向原・仲仙道に限る。), 同日における甲田町(高田原, 上甲立, 下小原沖田に限る。), 同日における向原町(坂向井原・梨之木・原に限る。)
江田島市		平成16年11月1日における江田島町(中郷, 向側, 矢ノ浦, 山田, 鷲部, 小用に限る。), 同日における大柿町(大君字畑尻・字浜床・字大久保・字平下・字森林・字空林・字塩形・字久保田・字横走, 柿浦字阿浜・字北迫・字中郷・字下岡・字常道・字防地に限る。)
安芸郡	府中町	全域
	海田町	全域
	熊野町	字上垣内・字宮の前・字重地・字尾首・字五反田・字堂畝・字宗貞・字宮ケ迫・字城・字福垣内・字大井手首・字慶神, 大字川角字火ノ原・字深道山・字和田・字堀垣内・字坊主山・字石神山・字笹ケ迫・字信ケ本・字貴船・字深道谷, 大字平谷字東山・字深銅・字萩迫・字柿木迫
	坂町	全域
山 県	安芸太田町	平成16年10月1日における大字加計上丁川・下丁川・神田町・神町・古市・本町・東旭町・西旭町・空条・天神町・巴町・道ノ口, 大字中筒賀市1, 628番地から1, 680番地まで, 大字上殿15番地から889番地まで及び1, 484番地から1, 596番地まで
	北広島町	平成17年2月1日における西八幡原260番地から1, 453番地まで, 荒神原259番地から689番地まで, 奥中原132番地から238番地まで, 移原176番地から610番地まで, 大朝, 新庄, 蔵迫, 有間, 後有田, 今田字本郷, 有田, 春木, 石井谷字岸本, 壬生, 川西, 川東, 本地字千坊・字森藤・字西浦・字古川・字東浦, 今吉田, 阿坂, 琴庄, 志路原
豊田郡	平成15年4月1日における大崎上島町	平成15年4月1日における木江, 沖浦及び明石
世羅郡	世羅町	平成16年10月1日における大字甲山字出口・字甲山, 大字西上原字宮田垣内・字流・字鎌倉・字出口, 大字小世良字今市, 大字伊尾字的場・字田谷・字二郎丸沖・字寺谷・字砂原, 大字宇津戸字成光・字宮沖・字山桑沖, 大字本郷字大田・字川口・字広瀬・字平帽子・字今東・字本田・字小森, 大字賀茂字堂免・字城・字御崎野・字定国・字因幡・字浅野
神石郡	神石高原町	平成16年11月5日における油木字市場上・字市場中・字市場下・字市場後, 新免字手入, 近田字小吹, 安田字安田中, 福永字上市・字下市・字殿敷, 下豊松字中筋・字四日市, 小島74番地1から237番地4まで及び559番地から903番地まで, 高蓋1番地から37番地1まで・343番地1から485番地まで及び1, 114番地から1, 325番地まで, 階見1番地から244番地まで, 井関369番地から485番地まで及び475番地から595番地2まで

(備考) この表に掲げる区域は、この表に別段の定めのない限り、昭和47年8月27日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。